北海道障がい者条例の概要
公　布　平成21年3月31日
全面施行　平成22年4月1日
「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。
障がい者が生活の中で感じる不便さは、けがや病気をしたり、年齢を重ねることにより、だれもが体験する身近な問題でもあります。
「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域です」
このような考えのもと、道民のみなさんと一緒になって地域づくりを進めていきます。
◆「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）
1 障がい者の権利擁護を進めます
障がい者への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がい者が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるように必要な配慮（合理的配慮）に努めることとしています。
2 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます
障がい者が地域で安心して生活するためには、困った時に気軽に相談できることなど、様々なサポートが必要です。
条例では、市町村が進める相談支援体制づくり等の指針となる「地域づくりガイドライン」を策定するとともに、指針を活用した地域づくりに対する助言等を行う「地域づくりコーディネーター」を配置し、市町村の取組を支援します。
3 地域で生き生きと暮らせるよう、若く障がい者を応援します
「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置し、障がい者の就労支援の施策を検討しています。
また、「北海道就労支援推進計画」に基づき、障がい者に対する支援はもとより、働く障がい者を支援する企業の取組のPR（認証制度）や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。
◆ 虐待や差別、暮らしづらさの解決のための手段
○ 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（地域づくり委員会）
地域づくり委員会は、中立公平な立場に立って、虐待や差別、暮らしづらさに関する地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。
○ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（推進本部）
推進本部は、知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行うとともに、地域づくり委員会から求められた地域の課題等については、学識経験者からなる調査部会で審議し解決を図ります。
虐待や差別などの暮らしづらさに対する取組
～「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」～
地域づくり委員会は、中立公平な立場に立ち、当事者や関係者との話し合いにより、虐待や差別、その他障がい者の暮らしづらさの解決を図ります。
・地域づくり委員会は、総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置しています。
・地域づくり委員会は、委員長役の地域づくり推進員と障がい者、地域住民、学識経験者及び行政関係者からなる10名以内の委員で構成しています。
・地域づくり委員会では話し合いによる解決が原則ですが、虐待や重大な権利侵害を含む悪質な事案については、地域づくり推進員による指導、知事による改善の勧告、さらには勧告内容の公表を行うことができます。
・地域づくり委員会では様々な地域の課題についても協議を行い、圏域だけでは解決が困難な課題については推進本部に審議を求めることができます。
申立人
調査
地域づくり推進員（主宰）
委員
委員
参考人
当事者・関係者
委員
障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
圏域で解決ができない課題
地域づくり推進員による指導
（著しい暮らしづらさがあると委員の全員が賛成した事案）
知事に勧告を求める
（虐待に関する事案、権利に重大な支障が生じる事案）
○知事による改善勧告
○改善が図られない場合は、勧告内容を公表
北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（調査部会）
○地域づくり委員会事務局の連絡先
ご相談は、最寄りの地域づくり委員会事務局（総合振興局（振興局）社会福祉課）へ
圏域 電話番号 FAX番号 圏域 電話番号 FAX番号
空知 0126-20-0111 0126-25-6759 上川 0166-46-5982 0166-46-5203
石狩 011-204-5861 011-232-1090 留萌 0164-42-8317 0164-42-4715
後志 0136-23-1938 0136-22-5846 宗谷 0162-33-2573 0162-33-2628
胆振 0143-24-9836 0143-22-5285 オホーツク 0152-41-0687 0152-45-0494
日高 0146-22-9478 0146-22-7712 十勝 0155-27-8516 0155-27-2188
渡島 0138-47-9537 0138-47-9225 釧路 0154-43-9255 0154-41-2235
檜山 0139-52-6651 0139-52-3010 根室 0153-23-6915 0153-23-6176

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
障がいを理由とする差別等の解消をめざして
1 北海道障がい者条例に基づく各委員会等
2 地域づくり委員会の手続き
3 最寄りの地域づくり委員会事務局
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます